お客様へ

＜2023年12月版＞

「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」のあらまし

一般社団法人全国旅行業協会（ＡＮＴＡ）加盟会社である当社は、皆さまの安全の確保と利便の増進を図る一助として「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」をはじめとして、各種補償制度を利用しております。

１．「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」概要

・今回お申込みいただいた旅行には「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」が自動セットされます。
・当社を介した海外旅行サービスのキャンセルに際して発生する取消料・違約料（キャンセル料）が補償対象となります。
・キャンセル料をご負担された方に対しキャンセル料の７０％に当たる金額を保険会社よりお支払いします。

例えばこのような場合にキャンセル料を補償します。









同伴者が急病やケガで病院へ。
旅行に行けなくなってしまったので、
自分も旅行をキャンセルすることに・・・



同伴者事由の場合も、ご自身のキャンセル料の７０％が補償されます。

※その他の支払い事由については「２．全旅協　海外旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）をご覧ください。
※保険金のご請求手続きにあたっては事由を証明する書類が必要です。

保険金請求時のお支払いケース

旅行代金
合計１０万円の場合

キャンセル料が旅行代金の３０％の場合
キャンセル料の３万円を差し引いて
７万円をお客さまへ当社から返金します。

保険会社からお客様に支払われる
キャンセル費用保険金の額は
２１，０００円
（キャンセル料３万円×**７０％**）
※お客さまから保険金請求書類を
保険会社へ提出します。

※お支払いする保険金の一例です。

２．全旅協　海外旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）

・出国前に、以下表に記載の事由によりキャンセル料のご負担が発生した場合に、保険金が支払われます。

【用語のご説明】

記名被保険者：本補償制度で補償を受ける方。旅行者をさします。

同行予約者：記名被保険者（旅行者）と同一の海外旅行サービスに参加予約した方で記名被保険者に同行する方。

記名被保険者等：記名被保険者または同行予約者。

旅行キャンセル（出国中止）原因		保険金支払の対象となる事由（概要）	キャンセル原因者			支払割合
			本人	同行予約者	親族	
①	死亡、危篤（注1）	次の方の**死亡**または**危篤** ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは３親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは３親等内の親族）	○	○	○	70%
②	入院（注1）	次の方のケガや疾病による**入院**（ただし出国予定日を含めた**７日前から帰国予定日翌日までの間に入院**した場合、または**出国予定日までに入院が決定**した場合） ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは２親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは２親等内の親族）	○	○	○	
③	通院（注1）	次の方のケガや疾病による**通院**（ただし出国予定日の**前々日から翌日までの4日間のうちいずれかの日に通院**した場合） ◆ご本人（記名被保険者）またはそのご家族（配偶者もしくは２親等内の親族） ◆同行予約者またはそのご家族（配偶者もしくは２親等内の親族）	○	○	○	
④	急な出張	勤務先の命令により急な**海外出張**または**２泊以上の国内出張**が入った場合（ただし**海外旅行期間[出国予定日～帰国予定日]と出張期間の日程が一部でも重複する場合**に限ります。） （ご注意）企業等の役員や事業主は対象となりません。	○	○		
⑤	渡航先での民衆の暴徒化・テロや地震等	渡航（予定）先において次の事象が発生した場合 ◆**戦争・内乱**・一国全土に渡る**民衆の暴徒化・テロ行為**等 ◆利用予定の**交通機関・ホテル等の事故・火災** ◆**地震・噴火・津波**　◆**退避勧告等**の発出（注2）	○	○		
⑥	交通機関の遅延･欠航･運休	搭乗中あるいは搭乗予定の**航空機・列車・船舶等**（運航時刻が定められた交通機関）の**2時間以上の遅延や欠航・運休**が発生した場合	○	○		
⑦	イベントの中止・延期	目的地において参加予定のイベントが、出国予定日までに中止または延期となった場合（事前に取得・予約している**日付指定されたイベントの入場券等**のうち、旅行期間内にその入場券等の有効期限内に行われる**イベントがすべて中止または延期となった場合**に限ります）	○	○		
⑧	学校行事の日程変更	次の方が在籍もしくは受験予定の学校等が主催する**学校行事（入学試験等も含む）の日程変更**が生じた場合（ただし、**海外旅行期間［出国予定日～帰国予定日］に変更後の開催日が入った場合**） （ご注意）保育園や学習塾、学生主体のサークル活動等は含まれません。 ◆ご本人（記名被保険者）◆同行予約者	○	○		
⑨	パスポートの置き忘れ、失効等	パスポートの**紛失、盗難、自宅等への置き忘れ、有効期間の満了または残存有効期間不足**により日本から出国できなかった場合（VISA取得の都合を原因とする場合を含みません）	○	○		
⑩	妊娠・早産等	**妊娠の判明、出産、早産・流産**が発生した場合	○	○		
⑪	婚約破棄、離婚	ご本人（記名被保険者）と同行予約者との間での**離婚や婚約破棄**が発生した場合（出席予定であった結婚式・披露宴等の婚姻関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます）	○	○		
⑫	ペットの死亡	家庭で飼っている**ペット**（犬またはねこに限ります）が**死亡**し遺体処理をした場合	○	○		
⑬	災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により**災害対策基本法に基づく避難指示等**が公の機関から出された場合	○	○		
⑭	緊急事態宣言、出入国規制等	全都道府県に対する**日本国政府の緊急事態宣言の発令**、渡航先における**外国の官公署の緊急事態宣言の発令、外国の出入国規制もしくは感染症**（注1）**による隔離**が発せられた場合（注2）	○	○		
⑮	裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として**裁判所に出頭する**場合	○	○		
⑯	勤務先の倒産	**勤務先企業が倒産**した場合	○	○		
⑰	建物･家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により**居住建物や家財に１００万円以上の損害が発生した場合**	○	○		
保険金お支払いの対象外に関する注意事項		【保険金お支払いの対象外に関する注意事項】 ◆全旅協海外旅行キャンセル補償制度で補償される事由（旅行キャンセル原因）は上記項目に限定されていますので、上記以外の原因により旅行をキャンセルした場合は、保険金お支払いの対象外です。 ◆全旅協海外旅行キャンセル補償制度**ご加入前に**上記の旅行キャンセル（出国中止）**原因が発生していた場合**は、保険金お支払いの対象外です（補償開始は契約日翌日の午前０時からとなります）。 【旅行キャンセル原因⑦について】 ◆**日付指定されたイベントの入場券等がない場合で予約した事実が分かる資料等がないとき**は、保険金お支払いの対象外です。 （注1）死亡・危篤、入院、通院、感染症 これらの事由の原因が**ご本人または同行予約者**のケガ・疾病の場合、全旅協海外旅行キャンセル補償制度**ご加入前に原因（受傷や疾病の発病）が発生していた場合**は、保険金お支払いの対象外です。 （注2）退避勧告等、緊急事態宣言、渡航先における外国の官公署の緊急事態宣言の発令、外国の出入国規制、感染症による隔離発令 これらの事由について、契約日（保険料領収）前に世界保健機関（WHO）が**パンデミックの宣言**またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに随伴して発生したものは、保険金お支払いの対象外です（例：新型コロナ感染症）。				

３．キャンセル発生から保険金お支払いまでの流れ

・当社にて旅行キャンセル受付後、当社から引受保険会社へ連絡を行います。
・その後お客さまへ、引受保険会社から保険金請求書類が送付されますので、ご記入の上ご返送をお願いいたします。
　その際、「４．保険金請求時にご提出いただく書類について」に記載の書類の同封をお願いします。

キャンセル発生から保険金お支払いまで

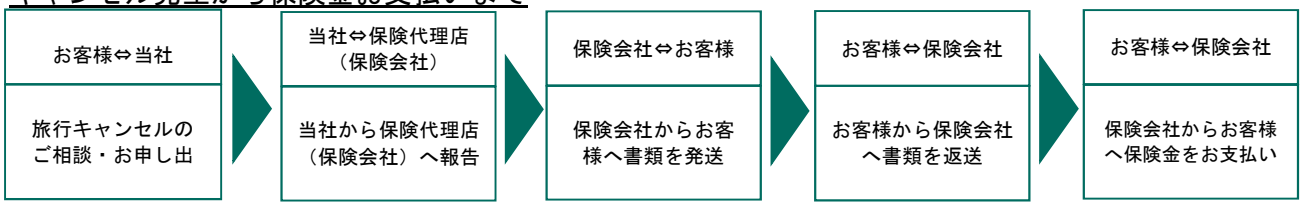

４．保険金請求時にご提出いただく書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、下表の「共通」に記載の書類に加えて、下表の各キャンセル原因に関して「保険金請求に必要な書類（例）」欄に記載の書類をご提出いただきます。

（注１）提出いただいた書類をご確認させていただいた後で、事故の内容、損害の額に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。
（注２）保険金のご請求時にご提出いただく診断書やその他の書類の取得費用（取得のための交通費を含む）は自己負担となりますのでご注意ください。

<table>
<tr><th colspan="2">キャンセル原因</th><th colspan="2">保険金請求に必要な書類（例）</th></tr>
<tr><td colspan="2">共通</td><td colspan="2">・保険金請求書類[引受保険会社より郵送]
・事故状況申告書[引受保険会社より郵送]
・旅行キャンセル証明書
[旅行をキャンセルしたこと、キャンセル費用が確認できるもの。原則当社から保険会社へ提出します]
・下記書類のうち、キャンセル原因に該当するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>旅行者（ご本人または同行予約者）の傷病</td><td>旅行者以外のご家族の傷病</td></tr>
<tr><td>①</td><td>死亡、危篤</td><td>死亡診断書(死体検案書)、危篤証明書</td><td>・お亡くなりになったこと（お名前/逝去日）を確認できる書面(葬儀開催連絡等)、危篤証明書</td></tr>
<tr><td>②</td><td>入院</td><td rowspan="2">・入通院期間が記載された病院(診療所)の証明書類（病院発行の氏名が記載された治療費領収書等）
・疾病の場合は、契約日の翌日以降に治療を開始したことが確認できる医師の診断書</td><td>・入院期間が記載された病院(診療所)の証明書類（病院発行の氏名が記載された治療費領収書等）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>通院</td><td>・通院日が記載された病院(診療所)の証明書類（病院発行の氏名が記載された治療費領収書等）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>急な出張</td><td>出張命令書、出張スケジュール表、出張報告書等出張期間が確認できる書類</td><td><u>海外出張によるキャンセルの場合</u>
左記に加え、当該出張における出入国、往復の移動記録が分かるもの（旅券（パスポート）の出入国手続きが確認できる部分のコピーもしくは、航空券のｅチケットの（写）、または搭乗券の半券。交通機関発行の領収書・切符等）

<u>国内出張によるキャンセルの場合</u>
左記に加え、当該出張における宿泊施設への宿泊、往復の移動記録が分かるもの（宿泊施設発行の宛名入りの領収書（室料がわかるもの）、および交通機関発行の領収書・切符、航空券、搭乗券の半券等）</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>渡航先での民衆の暴徒化・テロや地震等</td><td colspan="2">・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>交通機関の遅延・欠航・運休</td><td colspan="2">・交通機関発行の遅延証明書、航空会社発行の遅延・欠航証明書（事故状況申告書に運休・遅延したフライト番号（列車名）等を記入のうえ、その状況の詳細を記載することで代替可）</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>イベントの中止・延期</td><td colspan="2">・イベント等へ参加/入場予定であったこと(および参加/入場予定日)が確認できる資料（入場券・予約券等）
・イベント等の中止・延期が確認できる資料（主催者・旅行業者等からの中止・延期の案内書面等）</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>学校行事の日程変更</td><td colspan="2">・記名被保険者等が在籍する学校からの案内書面（学校行事の内容、開催日、通知日が分かるもの）</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>パスポートの置き忘れ、失効等</td><td colspan="2">・紛失／盗取の場合は、遺失（盗難）届出証明書（証明書を入手できなかった場合は、遺失／盗難届の受付（受理）番号等の記載で代替可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑩</td><td rowspan="2">妊娠、早産等</td><td>[妊娠]</td><td>・ 妊娠の判明が契約日の翌日以降であることがわかる資料（病院発行の氏名が記載された治療費領収書・妊娠証明書等）</td></tr>
<tr><td>[出産・早産等]</td><td>・ 出産日（早産、流産した日を含む）が契約日の翌日以降であることがわかる書類</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td>婚約破棄、離婚</td><td colspan="2">・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>ペットの死亡</td><td colspan="2">・獣医師による死亡診断書（死体検案書）または役所/保健所への死亡届</td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>災害避難指示</td><td colspan="2">・事故状況申告書に詳細をご記入ください。</td></tr>
<tr><td>⑭</td><td>緊急事態宣言、出入国規制等</td><td colspan="2">事故状況申告書に詳細をご記入ください。</td></tr>
<tr><td>⑮</td><td>裁判所への出廷</td><td colspan="2">・裁判所から受けた出廷要請を証明する書類（出廷日が確認できる資料）</td></tr>
<tr><td>⑯</td><td>勤務先の倒産</td><td colspan="2">・倒産の事実が分かる資料</td></tr>
<tr><td>⑰</td><td>建物･家屋の損害</td><td colspan="2">・建物または家財の損害の程度（１００万円以上）を証明する書類（修理見積書、修理請求書、写真等）</td></tr>
</table>

５．Ｑ＆Ａ

Ｑ１　何が対象の補償制度ですか？

Ａ　出国前に所定のキャンセル原因により旅行をキャンセルしたことに伴い、お客様が負担した費用（キャンセル料）が対象です。キャンセル料の７０％が保険会社より支払われます。

Ｑ２　いつからいつまでが補償の対象期間ですか？

Ａ　加入日の翌日午前０時から出国するまでとなります。

Ｑ３　保険金を請求したい場合どうすれば良いですか？

Ａ　お客さまより当社が旅行キャンセルを受け付けた際にキャンセル原因についてお伺いします。
保険会社への最初の事故報告は当社が行います。その後、保険会社からお客さまへ手続き書類を発送致します。

Ｑ４　補償の対象になるのであればキャンセルしようと考えています。どこに相談すれば良いですか？

Ａ　当社へご相談ください。キャンセル発生前では保険会社ではお答え出来ません。

Ｑ５　ツアーに含まれない、自分で手配した宿泊施設・交通期間のキャンセル料も対象となりますか？

Ａ　対象外です。対象となるのは当社を通して手配した海外旅行サービスのキャンセル料のみです。

Ｑ６　新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、旅行を自粛することになりましたが対象になりますか？

Ａ　単なる自粛による旅行のキャンセルに伴うキャンセル料は、補償の対象外です。

Ｑ７　＜イベントの中止・延期について＞イベントとはどのようなものを指しますか？

Ａ　イベントとは、音楽、舞台、祭り、花火大会、展示・販売、会議、スポーツ観戦・競技会その他これらに類似の興行をさします。原則として、参加日が特定された入場券、招待券、有料観覧席券、参加者証等がある場合に限ります。

Ｑ８　＜学校行事の日程変更について＞学校行事とはどのようなものを指しますか？

Ａ　以下すべてを満たすものが「学校行事」です。
・学校等の公式行事
・対象者に対し書面やメール等で事前に開催日が案内される行事

お問合せ先

旅行会社名

ＴＥＬ：

取扱代理店

【全旅●保険】株式会社　旅行ビジネスサポート
〒102-0083　東京都千代田区麹町４－５　ＫＳビル３階
ＴＥＬ：０３－６２７２－９７０４　　ＦＡＸ：０３－６２７２－９７１４
（受付時間：平日の午前９時から午後５時３０分まで）

引受保険会社

MS&AD　三井住友海上火災保険株式会社

※「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」は三井住友海上火災保険株式会社の海外旅行保険のペットネームです。
※この「全旅協　海外旅行キャンセル補償制度」のあらましは海外旅行保険保険の概要をご説明したものです。
補償内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。普通保険約款、特別約款および特約の詳細については、保険契約者、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2023年11月1日現在※
※なお、今後の法令等の改正により補償内容等が変更となる場合がありますので、ご注意ください。